

第4回 新倉山浅間公園桜まつり さくらマルシェ出店者募集要項

1 主旨

市民の憩いの場としての公園であることはもとより、国内・国外から観光スポットとして大きな注目を集める場所となっている新倉山浅間公園（忠霊塔）にて、桜の見頃となる時期に合せ桜まつりを開催し、訪れた方に様々な形でイベントを楽しんでいただくため、おもてなしの一環として物販・飲食等の売店を設置する。

2 開催概要

●日 時 平成31年4月6日(土)・7日(日) 午前10時～午後4時

●会 場 新倉山浅間公園 駐車場

●出店数 30ブース(予定)

※定数を超えた場合は事務局で厳正な抽選のうえ出店者を決定し、申込者に連絡します。

※定数に達しなかった場合は、メニュー、出品内容等を勘案し、事務局と交流のある個人又は事業者(市内外問わず)に対し出店の打診を行います。またメニュー等は自治会団体等を優先いたします。

●出店料 調理販売 10,000円

物 販 5,000円

(出来合い食品は保健所の許可があるものに限り、販売の際は、食品表示法に定められた表示が必要となります)

●内 容 桜まつり期間中の4月6、7日に実施されるイベントに物販・飲食等売店を設置する。富士吉田の地域ならではの商品・食品(地元の食材を使ったもの)や桜に関連した商品・食品などは特に望ましい。

3 出店資格

次の①から③のすべてを満たす方を対象とします。

① 市内に住所を有する個人及び事業者。

※市外に住所を有する方が、市内在住の名義で申込みする事はできません。事前に書類の提出を求めることや当日に代表者様が実際に出店されているかの確認をすることもありますので、ご承知おきください。

② 2日間出店できること。

③ 露店商を生業としない方。

4 出店ブース概要(予定)

●区 画 間口2.7m×奥行**3.6m**

●場 所 メニュー等を勘案し事務局で決定します。

●設 備 テント、テーブル3台、椅子2脚

※上記については、事務局で準備いたします。

※厨房機器等の備品については、出店者ご自身で準備していただきますが、事前に届出をしていただきます。

※発電機・プロパンガス等については、出店者ご自身でご準備ください。

※消火器は必ず出店者で用意してください。

(当日、消防署による立入検査が入る場合があります。昨年は立入りがありました。)

※会場に給水設備を用意しますが、排水設備はありません。

●販売方法 現金による直接販売

●注意事項

- (1) 販売における事故等のトラブルについては、各出店者にて対応してください。
- (2) 商品の販売によって生じたゴミは持ち帰ることとし、店舗毎にゴミ箱を設置するなど会場の美観の維持に努めてください。
- (3) 机等の貸出備品に釘や画鋸などを直接打ち込むことはできません。粘着性の弱いテープ等をご使用ください。
- (4) 加熱調理を行う場合、主催者の用意する机と、コンロ・ホットプレート等の間に断熱材等を敷いてください。また、場内においては、ブルーシート・コンパネ等を敷き、地面の汚損を防いでください。汚損した場合、出店者の責任において、清掃を行ってください。
- (5) 装飾などを行った場合は、撤去時に原状回復を行ってください。破損や著しい汚損については弁償していただく場合もありますので、ご承知おきください。
- (6) 出店区画外での客引き行為は禁止となります。その他過度な客引き行為、お客様や他の出店者に不快感を与える行為についても禁止となります。
- (7) 商品、什器などは出店区画からはみ出さないよう設置ください。
- (8) テントはレンタル品のため、調理（炭火など）による煙等が発生する場合には、申請書への記載を行ってください。記載なしで発覚した場合には、テントへの煙の対策ができるまで、調理・販売を行うことを中断していただきますので、ご注意ください。

- (9) 他の出店者の迷惑になるような過度の装飾についてはご遠慮ください。また、会場は非常に強い風が吹く恐れがありますので、横断幕など風の影響を受けやすいものは、事故防止のため、販売時間終了後（午後4時以降）は降ろしていただきます。また販売時間内であっても、主催者が危険と判断した場合には、撤去していただきますのでご了承ください。

5 損害責任

- (1) 主催者は、いかなる理由においても出店者及びその販売従事者・関係者が出店スペースを利用することによって生じた人的・物的な傷害・損害に対し、一切の責任を負いません。また、出店者及びその販売従事者・関係者の不注意などによってイベント会場内で生じた人的・物的な傷害・損害に対し、一切の責任を負いません。
- (2) 出店者は、その販売従事者・関係者の不注意などによってイベント会場内及びその周辺建築物・設備に対する全ての損害について、直ちに賠償するものとします。
- (3) 主催者は、自然災害その他の不可抗力の原因による開催の中止によって生じた出店者及び関係者の損害は補償しません。
- (4) 主催者は、自然災害・交通機関の遅延、社会不安などによって生じた出店者及び関係者の損害は補償しません。
- (5) 前記(3)(4)のいずれの場合も出店料の返還はいたしません。ただし、イベントが両日とも中止となった場合のみ出店料を全額返還いたします。なおイベント開始から4時間を経過した時点で、開催したとみなしますのでご了承ください。

6 出店受付

- 申込方法 平成31年3月15日（金）午後5時まで
「出店申込書」「提供食品の概要」「出店の平面図」「暴力団関与のない旨の誓約書」「販売従事者名簿」を提出
- 申込先 (一財)ふじよしだ観光振興サービス
〒403-006 山梨県富士吉田市新屋 1936-6 (道の駅富士吉田内)
電話:0555-21-1000 FAX:0555-21-1001 Mail: kankou@mfi.or.jp

7 スケジュール

- 申込締切 3月15日(金)
- 出店者決定 3月16日(土) ※申込者に結果を連絡
- 出店料支払 3月26日(火) 午後5時30分まで 場所：道の駅富士吉田総合案内所
- 最終案内 3月30日を目途に出店者全員に送付
- 搬入 4月6日(土) **午前8時から午前9時まで。**
※許可車両のみ進入可。9時以降は会場への進入はできません。
- 販売 4月6日(土)・7日(日) 午前10時から午後4時まで
- 搬出 4月7日(日) 午後4時30分から午後5時30分まで。
※許可車両のみ進入可。

- その他
 - ・出店前日(5日)の設営はできません。
 - ・会場内に乗り入れる車両は、「搬入出車両証明書」をフロントガラスの見える位置に置いて下さい。
 - ・荷物を降ろした車両は、速やかに指定の駐車場へ移動して下さい。
 - ・両日とも同テントでの出店となりますが、器材をテント内へ保管しておいた場合の盗難・破損等のトラブルにつきましては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
 - ・会場の混雑状況により、販売時間の延長や搬出時間の変更をお願いする場合がございますので、ご承知おきください。